

低体重出生児（2,500g未満）の赤ちゃんへ

マイナンバー制度の導入に伴い
低体重出生児や養育医療申請の際に

本人確認及び個人番号確認が義務 付けられました

必要な書類

★保護者の方が来所する場合

- 1 母子健康手帳
- 2 保護者の本人確認ができるもの
 - (1) 顔写真付きで官公署が発行した次のうちどれか1つ
例) 個人番号カード、運転免許証、パスポートなど
 - (2) (1) をお持ちでない場合は、官公署が発行した次のうちどれか2つ
例) 資格確認書、年金手帳、納税通知書・所得証明書など公印が押印されている税関係書類、源泉徴収票、学生である場合は学生証（学校印があり写真付きのもの）など
- 3 保護者の本人の個人番号が確認できるもの
 - (1) 個人番号カード、個人番号通知カード（令和2年5月25日以降に記載事項に変更があったものについては、番号確認書類として使用できません。）、個人番号が記載された住民票のうちどれか1つ（コピーでも可）
- 4 お子さんの個人番号確認ができるもの（上記のとおり）

ただし、手元にまだ届いていない場合はこの限りではありません。



★代理の方が来所する場合

- 1 母子健康手帳
- 2 代理の方の本人確認ができるもの（上記のとおり）
- 3 保護者及びお子さんの個人番号が確認できるもの（上記3・4のとおり）
- 4 委任状（裏面に記入して持参してください。）

提出先・お問い合わせ

すまいるステーション（こども未来課内） ☎0897-65-1242
（保健センター内） ☎0897-35-1101